

## 令和7年第6回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月26日（木） 開会 午後 1時55分

2. 開催場所 入間市市民活動センター 3階 活動室1

3. 出席委員（12人）

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 3番 清水 昇 5番 清水裕司

6番 宮岡康光 7番 上原和子 8番 中村勝雄

9番 萩野 実

4. 欠席委員（3人）

2番 宮岡幸江 4番 中島伸吉 11番 野村雅紀

5. 早退委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 清水 昇 5番 清水裕司

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

的場利夫 三木康行 岩田 浩

田中 黙 宇津木保男 斎藤 黙

大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 畫間 拓哉

副主幹 浅川 英雄

9. その他の出席者

なし

## 10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員9名、農地利用最適化推進委員7名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第6回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、2番 宮岡幸江委員、4番 中島伸吉委員、11番 野村雅紀委員、間野推進委員、豊泉推進委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番 清水昇委員、5番 清水裕司委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第1号の3番につきましては、上原和子委員に対し、議案第3号の5番につきましては、岩田浩委員に対し、当該事案の審議開始から終了まで退席していただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月21日に、岩田推進委員とは別々に現地を確認しました。譲渡人の自宅へ伺ってお会いすることができました。親族の方に畠の管理をお願いしていましたが、年齢を重ねて大変だということで、今回の売買を考えたそうです。

譲受人とは、6月23日に連絡がとれました。

申請地は、案内図のとおり、宮寺の国道16号南、宮寺・二本木地区センター北側にある農地で、現在休耕地ですが、取得後は果樹園としてブルーベリーを作る計画との事でした。

本人の所有農地の耕作状況や農機具所有状況などから、耕作することに支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

6月25日、現地を確認いたしました。上原委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、7,939平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、現在休耕地ですが、取得後はブルーベリー畠として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

1番、小澤です。議案第1号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月19日に、間野推進委員とは別々に申請地の状況などを確認してきました。

現在は、茶畠で綺麗に除草がなされている状態で、特に問題はないと思います。

所有権移転の許可申請になります。本日欠席の間野推進委員からも電話にて、近隣への影響はないとのご意見をいただきました。

申請地は案内図のとおり、法人耕作地南側にある農地です。

受人は、近隣でイチゴ栽培等を行っている農地所有適格法人です。また直接、法人代表の方と電話でお話を伺っております。

申請地は現在茶畠ですが、取得後はイチゴを栽培する農地として使うとの事です。

現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、イチゴの栽培を営んでおりますが、新たに農業経営を行うべく申請するための農地の所有権移転設定を行うものです。

農地法第3条の許可検討事項について説明します。

はじめに法人が、農地を所有する場合は、農地所有適格法人である必要があります。農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件を満たす法人をいいます。

許可にあたり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、5項目あります。

1項目は、法人形態要件です。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。受人の法人形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしています。

2項目は、事業要件です。受人の事業は、イチゴの栽培であり、農業が主体の事業であるため、要件を満たしています。

3項目は、議決権要件です。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要があります。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の過半を占めていますので、要件を満たしています。

4項目は、農業の常時従事要件です。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めていますので、要件を満たしています。

5項目は、農作業の常時従事要件です。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則、年間60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は、60日以上であり、要件を満たしています。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

次に、小澤委員から説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。現在は、イチゴの栽培を営んでいますが、新たに2,481m<sup>2</sup>の農地を耕作するものです。

申請地の耕作状況は、現在は茶畠ですが、許可後はイチゴの栽培として利用する予定であり、周辺農地への影響もないと思われます。

以上、同法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、議事参与の制限の規定により、上原和子委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(上原委員 退席)

担当11番、野村雅紀委員ですが、本日欠席のため、事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、野村委員は所用のため欠席ということですので、お預かりしました原稿を事務局の方で代読させていただきます。

議案第1号の3番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月20日に、三木推進委員とは別に、申請地の状況の確認を行い、また、受人さんと一緒にいたご家族の方と直接話を伺いました。

申請地は、案内図のとおり、圈央道北側、県道二本木飯能線西側にある農地です。

申請者は、地区内において露地野菜を栽培する基幹農家です。また、申請地東側の隣接農地も耕作を行っております。

申請地は現在休耕地ですが、取得後は野菜を作付けする計画との事でした。現在の耕作状況や農機具所有状況などから耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくお願いします。

代読内容は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

6月23日に、野村委員とは別に現地を確認しました。事務局の代読説明のとおり、特に支障はないと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご報告いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、26,769.80平方メートルとなります。

申請地の耕作状況は、これまで休耕地でしたが、取得後は野菜畑として使う計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、上原和子委員の退席を解除いたします。

（上原委員 着席）

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当 6 番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員 6 番（宮岡康光君）

6 番、宮岡です。議案第 2 号の 1 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6 月 20 日に、大室推進委員と一緒に、申請地の状況等を確認してまいりました。

申請地は、案内図のとおりであり、周囲には山林や農地、工場が混在する区域となっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしております土地利用計画図のとおりとなります。一時転用であり、周辺農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武地区推進委員の大室です。

6 月 20 日、現地を確認いたしました。宮岡委員の説明のとおり、やむを得ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、申請地の近隣地で建設工事を行うため、従業員及び施工業者の駐車場を確保するための農地一時転用許可申請でございます。

農地法第 5 条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第 3 種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10 ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第 2 種農地に該当いたします。

これらのことと踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、2番を議題といたします。

担当8番、中村勝雄委員、説明を願います。

○農業委員8番（中村勝雄君）

8番、中村です。議案第2号の2番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月25日に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は、案内図のとおりであり、市街化調整区域の農地ではありますが、宅地化が進んだところに農地が点在するところとなっております。

転用計画については、本日お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。農地に影響無い形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

6月25日、中村委員とは別に現地を確認しました。中村委員の説明のとおり、何ら支障ないと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、近隣で事業を営んでいる者が、来客用駐車場が手狭なため、新たに確保するための農地転用許可申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和6年5月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和6年12月25日付で、農用地区域から除外されております。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのこと踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

6月20日に、岩田推進委員とは別々に申請地に出向き、状況の確認をしてまいりました。

申請地は案内図のとおり、周辺は店舗や住宅、駐車場等が混在する区域となっております。

申請地の東西は駐車場、南側は通り抜けができる私道となっており、境界は既にコンクリートブロック組みの囲い板で囲まれておきました。申請地南側の通り抜けができる私道を挟んで、南側に3反ほどの農地がありますが、農地とは幅員2メートルほどの道路を挟んでおり、隣接部分も一部であることから、周辺農地に影響はないと思われます。

転用後の土地利用計画については、本日お配りしております土地利用計画図のとおりで、車両23台分の駐車スペースとして利用することとなっております。また、申請理由書からは車両搬入時の回転スペースを設けること、及び車両の搬出入が国道となることを確認しております。転用規模も過大ではなく、周辺農地への影響も無い形で利用する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われます。

なお、本件所在地につきましては、令和6年第12回委員会の、議案第3号2番でご審議いただいた場所となります。その後の申請者からの取下の申出があり、今般改めて許可申請の提出があったものでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

6月25日、現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、支障ないかと思われますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

受人は、議案書記載の事業を営んでおりますが、新規店舗の開店に向け、店舗隣接地に車両置場を確保するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのこと踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができると認められない」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、関係書類から、資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

議案第3号の1番から5番は、農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

なお、議事参与の制限の規定により、岩田浩委員に対し、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(岩田委員 退席)

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和7年6月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第3回農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。

1番から4番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は1年となります。なお、こちらの農地については、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定がされておりましたが、制度の見直しに伴い農地中間管理事業による貸借とし、引き続き耕作を行うものです。

次に5番の設定する権利の種類は使用貸借権。内容は野菜畠として利用予定です。貸借期間は10年となります。こちらの農地については、新たに農地中間管理事業による貸借を行うものです。

なお、5番の借受人から今回、農地所有適格法人の要件を満たす法人としての借受を希望する旨の申出があったため、その要件を満たす法人か否かを審査いたします。

農地所有適格法人とは、農地法第2条第3項に規定される法人で、同項の第1号から第4号までの全ての要件を満たす法人をいいます。許可にあたり農地所有適格法人に該当するか否かは、その要件の全てを満たす法人であるかを確認する必要があります。要件は、5項目あります。

1項目として、法人形態要件です。株式会社の場合は、公開会社でない必要があります。受人の法人形態は、株式譲渡制限の規定を設けている非公開会社ですので、要件を満たしています。

2項目として、事業要件です。受人の事業は、野菜の栽培であり、農業が主体の事業であるため、要件を満たしています。

3項目として、議決権要件です。株式会社の場合は、その法人の株主が、その法人の農業に常時従事する者などで、その者の議決権が過半を占めている必要があります。受人の議決権要件は、その法人の農業に常時従事する者が有する議決権の過半を占めていますので、要件を満たしています。

4項目として、農業の常時従事要件です。株式会社の場合は、取締役の数の過半を、その法人の行う農業に常時従事する株主が占めている必要があります。受人の農業の常時従事状況は、農業に常時従事する株主が取締役の過半を占めていますので、要件を満たしています。

5項目として、農作業の常時従事要件です。株主の1人以上が、その法人の行う農業に必要な農作業に原則、年間60日以上従事する必要があります。受人の農作業の常時従事日数は、60日以上であり、要件を満たしています。

以上、農地法第2条第3項の要件を全て満たしており、受人は、農地所有適格法人に該当するものと判断されます。

また、今回申請のある2経営体について、ともに農地を借り受けるにあたり全部効率利用要件を満たしていることを確認しております。農地所有適格法人の審査を行っていない経営体についても、地域における他の農業者との適切な役割分担の下に継続かつ安定的に農業経営を行うか否か、業務執行する役員等のうち1名以上が法人の耕作の事業に常時従事するか否かについても支障ない旨確認しております。

借受けに際し、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、市内の農地を守っていきたいと考えており、借受け希望者への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第3号の1番を議題といたしますが、1番から4番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、1番から4番を一括審議といたします。

それでは、1番から4番について、担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。

6月21日に、二本木地区にある4筆の農地の状況を、宇津木推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で3.4ヘクタール以上耕作する法人です。

今回の申請地については、野菜畠として耕作されておりますが、引き続き野菜畠として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

二本木地区推進委員の宇津木です。

6月21日、清水委員と一緒に現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、支障はないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の5番について、担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。

議案第3号5番について、ご説明いたします。

6月20日に、田中推進委員とは別々に現地に出向き、状況の確認をしてまいりました。

現地は案内図のとおり、宮寺清掃事業所の南に位置する農地で、周辺も農地が広がる区域となっております。

現在は、きれいに耕やかされており、適正に管理されておりました。

また、耕作者は宮寺地区を中心に露地野菜を作っている法人で、今後も野菜畠として耕作していくことに問題はないと思われますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

次に、田中勲委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（田中勲君）

宮寺地区推進委員の田中です。

6月25日、荻野委員とは別々に現地の確認をしてまいりました。荻野委員の説明のとおり、支障はないと思われます。そして、調査とはまた別になりますが、こちらの畠の方は私が頻繁に通る道路となっておりまして、畠もよく見させて頂いているのですけども、法人の耕作者の方は、非常に効率良く耕作をされているということを付け加えさせて頂きます。よろしくお願ひいたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、1番から5番までの件につきまして、何かご質問等ございましたらお願ひいたします。

（久保田委員 挙手）

○農業委員10番（久保田勝君）

今回の更新について、1～4番の農地の貸借期間が来年の7月31日までの1年間の貸借期間ということですが、1年間というのは短いのではないでしょうか。何か理由があつて1年にしているのですか。

○事務局

申し訳ございませんが、今回質問はないと思われましたので、農業振興課の職員は呼んでなかったのですけども、この件について確認を取りご報告した方がよろしいでしょうか。

○農業委員10番（久保田勝君）

いえ、別にそこまでしないで、例えば前にもどこかで1年というのがあって、聞いたら地主の意向で1年になったとか、あとは1年だと総会で毎年毎年この議案が出てくるので、問題ないのかもしれませんけど、前に西武の方で毎年1年ずつ更新してくる方がいて、3年ぐらいにしてくれないかと申し入れたことがあるのですけども、できれば複数年の方が貸す方も安心して貸せるし、借りる方も安定して計画できるのではないかと思って質問させて頂いただけなので、特に回答はいいです。

○事務局

念のため、確認して分かりましたら回答いたします。

○議長

ほかに何かございませんか。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

ここで、岩田浩委員の退席を解除いたします。

（岩田委員 着席）

○議長

続いて、議案第4号 生産緑地法による買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の1番についてご説明を申し上げます。

証明を受ける当事者、土地の表示、備考については、配布議案書のとおりです。

6月20日に、齋藤推進委員とは別々になりますが、申請地の状況確認等を行いました。該当農地は特定生産緑地として耕作しておりましたが、事由の生じた者の死亡に伴いやむなく今回の証明を申請されたものです。農地についても、普通畠として今まで適正に管理されておりました。主たる従事者証明について、やむを得ないものと考えられますが、ご審議の程宜しくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願ひします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

6月22日、現地を確認しました。清水委員の説明のとおり、やむを得ないかと思われますのでよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の1番について、ご説明申し上げます。

生産緑地地区の農地を耕作していた方が亡くなられ、全ての農地を耕作することが難しくなったため、申出人から、市へ生産緑地法に基づく買い取り申し出をする際に必要な証明である「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が、当農業委員会に提出されました。

このことから、議案書にある買い取り申し出の事由の生じた者が、農地の耕作者であったことの証明について審議をお願いするものです。説明は、以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願ひいたします。

ございませんか。なければ質疑を終わります。

生産緑地法に係る買取り申し出に伴う農業の主たる従事者の証明でございますが、主たる従事者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、主たる従事者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については3件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については8件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後2時45分